

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日ごと
の翌日)

目次

◇企業管理規程 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

◇企業訓令 鳥取県企業局発電集中制御所処務規程

鳥取県営発電所処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局職員勤務評定規程

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）

の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第八条関係）」に、

鳥取県営幡郷発電所

西伯郡岸本町

を

鳥取県企業局発電集中制御所

鳥取県営幡郷発電所

鳥取市

西伯郡岸本町

に改める。

附則

この企業管理規程は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第四号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号」を「昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号」に、「企業職員の給与の額及び支給方法に關する規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第三号）」を「企業職員の給与に關する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「発電所」を「事業所」に改め、同項第二号中「発電所長において」を削り、「午前九時より午後六時まで」を「午前八時三十分から午後五時三十分まで」に、「午後六時より翌午前九時まで」を「午後五時三十分から翌日の午前八時三十分まで」に改め、同項第三号中「一班二名の三班編成とし、発電所長の」を「別に定める」に改め、同項第四号中「発電所長の指示」を「別に定めるところ」に改め、同項第五号中「づつ」を「ずつ」に、「発電所長の指示」を「別に定めるところ」に改める。

第十条中「第五条」を「第三条」に改める。

第十一条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十四条中「公務上の災害」を「公務上の災害等」に、「労働基準法、鳥取県職員公務災害補償に關する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十四号）及び鳥取県職員公務災害補償に關する条例施行規則（昭和二十九年八月鳥取県規則第四十四号）」を「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」に改める。

第十五条中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十二年四月一日から施行する。

企業職員の給与に關する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第五号

企業職員の給与に關する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に關する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 発電集中制御業務従事職員の特殊勤務手当

第七条の次に次の一条を加える。

（発電集中制御業務従事職員の特殊勤務手当）

第七条の二 発電集中制御業務従事職員の特殊勤務手当は、発電集中制御所に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が発電集中制御所の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員の受ける給料月額に百分の八を乗じて得た額

とする。

3 第一項の手当の支給については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「発電業務従事職員」とあるのは「発電集中制御業務従事職員」と読み替えるものとする。

第十四条中「掲げる職」の下に「(人事委員会がこれに相当すると認め

る職を含む。)」を加える。

別表第二を次のように改める。

事業所	本局			組織	支給割合
	課	次	局	職	
西部事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	長	長	長	百分の二十
	長	長	長	長	百分の二十五
発電集中制御所長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	長	長	長	百分の十六

附 則

この企業管理規程は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第六号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の資産の部の(4)の表中

前 払 費 用

一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価のうち当期の費用に属さないもの（流動資産たる前払費用を除く。）をいう。

△△△△。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の資本の部の⑨の表中

前年度未処分
利益剰余金
前年度利益剰余

減債

金処分額(借方)
(前年度欠損金
処理額)
繰越利益剰余金
増加高
(繰越欠損金減
少高)
繰越利益剰余金
減少高(借方)
(繰越欠損金増
加高(借方))

固定
正で
の
項目

積立金等の種目別に整理する。

資産売却益及過年度の損益修
その額が1項目50万円以上の

△△△△。

を整理する。

資産売却損、臨時的な損失及
年度の損益修正でその額が1
50万円以上のものを整理する。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の収益の部の⑩の表中

その他雑収益

<p>特別利益</p> <p>を</p>	<p>その他雑収益</p> <p>1項目100万円以上のものを整理する。</p>	<p>固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益 に充てる。</p> <p>別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の費用の部の(1)の表中</p>	<p>固定資産売却損 過年度損益修正損 その他特別損失 を</p> <p>特別損失</p> <p>固定資産 過年度 その</p>
<p>その他雑損失</p> <p>災害損失償却費及び有価証券売却損等をいう。 1項目100万円以上のものを整理する。</p>	<p>資産売却損 時損 度損益修正損 他特別損失 に充てる。</p> <p>別表第一の鳥取県営工業用水道事業勘定科目の資産の部の(3)の表中</p>	<p>前払費用</p> <p>を</p> <p>別表第一の鳥取県営工業用水道事業勘定科目の収益の部の(8)の表中</p>	<p>その他雑収</p> <p>を</p> <p>固定資産 過年度 その</p>

<p>特別利益</p> <p>固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益</p>	<p>その他雑収益</p> <p>1項目100万円以上のも 理する。</p>	<p>支出</p>	<p>を</p>	<p>その他雑</p>	<p>別表第一の鳥取県営工業用水道事業勘定科目の費用の部の(9)の表中</p>	<p>のを整 に定める。</p>
<p>特別損失</p> <p>固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失</p>	<p>その他雑支出</p> <p>1項目100万円以上の 整理する。</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>その他雑収益</p>	<p>別表第一の鳥取県管理立事業勘定科目の収益の部の(6)の表中</p>	<p>ものを に定める。</p>
<p>特別</p>	<p>特別</p>	<p>特別</p>	<p>特別</p>	<p>特別</p>	<p>特別</p>	<p>特別</p>

利 益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	その他雑収益	1項目100万円以上のものを整理する。
-----	--------------------------------	--------	---------------------

に改める。

別表第一の鳥取県管理立事業勘定科目の費用の部の(9)の表中

別 損 失	固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失	その他雑支出	1項目100万円以上のものを整理する。
-------	--	--------	---------------------

に改める。

に改める。

別表第一の鳥取県管観光施設事業勘定科目の資産の部の(3)の表中

前 払 費 用	
---------	--

を削る。

別表第一の鳥取県管観光施設事業勘定科目の収益の部の(8)の表中

営業外収益	営業外収益
-------	-------

に改める。

別表第一の鳥取県管観光施設事業勘定科目の費用の部の(9)の表中

営業外費用	
-------	--

事業外費用
特別損失

を

に改める。

附則

この企業管理規程は、昭和五十二年四月一日から施行し、昭和五十二年
度の予算及び決算から適用する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局発電集中制御所処務規程を次のように定める。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業局発電集中制御所処務規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企
業管理規程第一号）第八條第三項の規定に基づき、鳥取県企業局発電集
中制御所（以下「所」という。）の組織その他必要な事項について定め

ることを目的とする。

(内部組織及び分掌業務)

第二条 所に、内部組織として制御係及び監理係を置く。

2 内部組織の分掌業務は、企業局長（以下「局長」という。）の承認を
得て所長が定める。

(職制)

第三条 所及び係に、それぞれその長を置く。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合はその職務を代行させる
ため、必要があると認めるときは、所に次長を置くことができる。

(職員及び業務分担)

第四条 前条に規定するもののほか、所に必要な職員を置く。

2 職員の業務分担は、所長が定める。

3 所長は、職員の業務分担を定めたときは、局長に報告しなければなら
ない。

(代決)

第五条 所長が出張その他の事由により不在のときは、次長がその業務を
代決することができる。

2 所長及び次長がともに出張その他の事由により不在のときは、あらか
じめ所長が指名した職員がその業務を代決することができる。

3 前二項の規定により代決した事項は、代決者の責任において、遅滞な
く所長の後援を受けなければならない。

(所長専決事項)

第六条 次に掲げる事項は、所長の専決事項とする。

- 一 職員の県内出張に関すること。

二 職員（所長を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。
 三 交替勤務職員の勤務時間の変更並びに勤務割、休憩時間及び休息時間に関すること。

四 職員の時間外勤務に関すること。

五 災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の措置を講ずること。

六 その他予算措置を伴わない軽易な事項

（県外出張）

第七条 職員の県外出張については、その用務、出張先及び日程を明らかにして、所長にあつては局長の、所長以外の職員にあつては企業局総務課長の承認を受けなければならない。

（その他）

第八条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、局長の承認を得て、所長が定める。

附 則

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県営発電所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県営発電所処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県営発電所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第三号）の

一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（職制）」に改め、同条第一項中「及び次長」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、所に次長を置くことができる。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第六条中「において専決処分することができる」を「の専決事項とする」に改め、同条第一号中「交代勤務者の勤務時間」を「交替勤務職員の勤務時間の変更並びに勤務割」に改め、同条第二号中「所長及び所員」を「職員」に改め、同条第三号中「所長及び所員の出張」を「職員の県内出張」に改め、同条第四号中「所員」を「職員（所長を除く。）」に改め、同条第五号中「所員の宿日直命令」を「職員（所長を除く。）の宿日直」に改め、同条第六号中「所長及び所員の時間外勤務命令」を「職員の時間外勤務」に改める。

第七条中「所長及び所員」を「職員」に、「所員」を「所長以外の職員」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第三号

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局被服貸与規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第八号）

の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表中発電所勤務運転員の項の前に発電集中制御所勤務職員（以下「職員」という。）の勤務成

発電集中制 御所勤務職員	作業上衣（冬上衣） 作業上衣（夏上衣）	一着 一着	二十四箇月 二十四箇月
-----------------	------------------------	----------	----------------

別表発電所勤務運転員の項中「発電所勤務運転員」を「発電所勤務職員（保守員を除く。）」に改め、同表事業所に勤務する職員及び調査建設作業に従事する職員の項中「事業所に勤務する」を「西部事務所勤務」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第四号

鳥取県企業局職員勤務評定規程を次のように定める。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業局職員勤務評定規程

(趣旨)

第一条 鳥取県企業局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務成

績の評定の実施に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「勤務評定」とは、職員が割り当てられた職務を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の能力及び適性を評定することをいう。

(適用範囲)

第三条 この規程は、職員のうち鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）第一条に規定する職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）第十二条の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に適用する。

(評定者)

第四条 評定者は、別表のとおりとする。

(評定審査者)

第五条 評定審査者は、企業局長とする。

(準用)

第六条 この規程に定めるものは、職員の勤務評定については、鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）及び同規程第六条の規定により定められた勤務評定実施要領を準用する。

附 則

1 この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 鳥取県企業局職員勤務評定規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第六号）は、廃止する。

別表(第四条関係)

発 電 所		西 部 事 務 所 発 電 集 中 制 御 所			本 局			所 属 機 関
右 以 外 の 職 員	次 長	右 以 外 の 職 員	係 長	次 長	右 以 外 の 職 員	主 任 長	主 課 長 補 佐 幹	被 評 定 者
次 長	所 長	係 長	次 長	所 長	係 長	課 長 補 佐	課 長	評 定 者 (A)
所 長		所 長			課 長		局 長	評 定 者 (B)